広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の整備に伴う基本・実施設計業務に係る公募型プロポーザルの審査結果報告書

令和６年８月１９日

広島大学本部跡地における平和に関する「知の拠点」の
整備に伴う基本・実施設計業務設計者等選定審査委員会

1　はじめに

本プロポーザルについては、事業者 2 者から参加表明書及び技術提案書の提出があった。

本審査委員会では、こうした書類の内容やヒアリングの結果を踏まえ、本審査委員会で定めた「技術提案書の提出者の選定及び技術提案書の特定に係る評価要領」に基づき、厳正かつ公正に審査を行った。

2　審査結果

⑴　参加表明書の評価（一次審査）

参加表明書を提出した事業者 2 者に対し、参加表明書の内容に基づき、「参加表明者・技術者の技術力」及び「技術者の資格」の観点から 30 点満点で評価を行った結果、参加表明者Ａは 29.00 点、参加表明者Ｂは 25.32 点となり、両者を技術提案書の提出者として選定した。

なお、「参加表明者・技術者の技術力」については、参加表明者・技術者の過去 15 年間における設計業務の実績及び技術者の専門分野の経験年数、継続教育（ＣＰＤ）の令和 5 年度取得時間数並びに過去の建築作品の受賞歴を評価の着目点とし、「技術者の資格」については、建築（総合）・建築（構造）等の各担当分野の技術者が有する資格を評価の着目点として評価を行っている。

⑵　技術提案書の評価（二次審査）

一次審査の結果、技術提案書の提出者として選定され、かつ技術提案書の提出を行った事業者 2 者に対し、「技術提案書の内容」や「ヒアリングの結果」に基づき、業務実施方針及び手法の観点から 70 点満点で評価を行った結果、参加表明者Ａは 49.71 点、参加表明者Ｂは 49.15 点となった。

なお、「技術提案書の内容」や「ヒアリングの結果」については、評価テーマ等に対する技術提案並びに業務の実施方針等の的確性・独創性・実現性及び業務の理解度並びに取組意欲を評価の着目点として評価を行っている。

⑶　技術提案者の特定（最終結果）

上記⑴及び⑵の評価点を合算した総合評価点（100 点満点）が最も高いものから順に順位付けをして特定を行った結果、78.71 点で最も総合評価点の高かった参加表明者Ａを第一位特定者、74.47 点で次に総合評価点の高かった参加表明者Ｂを第二位特定者として特定した。

【最終審査結果（特定結果）】

順位	参加表明書提出者	総合評価点	参加表明書評価点（一次審査）	技術提案書評価点（二次審査）
第一位特定者	参加表明者Ａ	78.71	29.00	49.71
第二位特定者	参加表明者Ｂ	74.47	25.32	49.15

3　講評

⑴　総評

いずれの事業者の技術提案についても、これまでの各事業者の実績に基づくノウハウや創意工夫に加え、広島市が策定した「平和に関する「知の拠点」の整備に係る基本計画」（以下「基本計画」という。）に記載の施設計画の実現に向けた工夫が盛り込まれているなど、全般的に広島市が求める要求水準を満たした内容が示されていた。

また、いずれの事業者の取組体制についても、耐震改修や設備改修の豊富な設計実績を有する設計者等で設計チームを構成することに加え、歴史的建造物の保存再生に深い知見を持った学識経験者等に意見聴取を行いながら業務に取り組むことが示されていた。

以上のように、各事業者の参加表明書及び技術提案書はいずれも本業務に対する意気込みを感じさせるものであった。また、技術提案書の作成に当たっての努力についても高く評価しており、各事業者の方々に敬意を払うとともに感謝する次第である。

⑵　個別講評（第一位特定者）

「業務の実施方針等」については、前述の取組体制が示されていることに加え、現地調査時や解体実施設計時、業務ピーク時において人員を増強して対応することが示されている点を高く評価した。

「テーマ 1（被爆建物としての適切な保存)」については、躯体や外壁の腰壁部分の残置並びに外構舗装により現在のＥ型の建物形状の記憶を継承する、また、外壁タイルを活用し被爆後の姿の再現を行うといった被爆建物としての歴史を後世に残すための提案が行われており、この点を高く評価した。

「テーマ 2（平和に関する研究拠点等としての活用)」については、諸室の機能を踏まえたセキュリティラインの設定及びセキュリティ扉による他の部分との区画といった不特定の来訪者が利用可能なエリアと特定の関係者が利用可能なエリアの両方を各階に設けた場合の適切なセキュリティ管理・動線確保の方針が明確に示されていることに加え、国際会議や学会を想定した諸室の設置など本件施設が平和に関する研究拠点であることを踏まえた提案が行われている点を高く評価した。

「その他設計上の配慮事項など（評価テーマに対する内容を除く。)」については、バリアフリー対応、防火避難計画など利用者の安全・安心に関する提案が行われていることを高く評価した。

一方で、概算工事費に関する言及がなく、基本計画に示している概算工事費を想定した提案となっているかという懸念や、本件施設の森戸道路からの眺望景観に屋上の「追想のデッキ」などの増築部分が入り込み、本件施設の中心へと至る景観軸とかつての学都広島としての歴史を象徴する建物のファサードが一体となった現在の象徴的な景観が損なわれることはないかという懸念があった。

当該事業者におかれては、今後、契約を締結することとなった際には、こうした懸念を解消することはもとより、引き続き、広島市やその他関係機関の意見を踏まえつつ、的確な技術提案を行っていただき、本業務を更に充実したものにすることを意識しながら、業務を進めていただくことを本審査委員会として要望する。